

様式第6号(第17条)

## 会 議 録

会議の名称		2021年第8回 春日部市農業委員会総会			
開催日時		令和3年8月25日(水)		開 会	午前10時00分
				閉 会	午前11時17分
開催場所		春日部市役所2階全員協議会室			
議長氏名		会長 齋藤 千松			
出席者	農業委員	( 出席人数：11人 )			
		1	鈴木 宏		
		2	小川 利雄		
		3	市川 大倫		
		4	新井 久義		
		5	萩原 勝		
		8	岡本 勉		
		10	福山 裕司		
		12	水口 健二		
		17	伊藤 弘子		
	18	栗原 健次			
	事務局	( 出席人数：6人 )			
		農業委員会事務局次長 齋藤 綱紀		農業委員会事務局次長 金子 昌行	
		農地振興担当主幹 三浦 邦明		農地振興担当主査 前島 清史	
農地振興担当主査 中澤 ますみ		農地振興担当主事 加藤 祐一			
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		日程1	農地法第3条(委員会)：公開		
		日程2	農地法第4条(知事)：公開		
		日程3	租税特別措置法適格者証明：公開		
		日程4	生産緑地法従事者証明：公開		
		日程5	春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見について：公開		

	<p>日程 6 春日部市農用地利用集積計画の決定について：公開</p> <p>日程 7 農用地利用配分計画に関する意見について：公開</p> <p>日程 8 春日部市農業委員会会議用システム用端末機使用基準の制定について：公開</p> <p>日程 9 春日部市農地パトロール（利用状況調査）実施要領の制定について：公開</p> <p>日程 10 春日部市遊休農地等の利用意向調査等の手続規程の制定について</p>
一部公開・非公開の場合はその理由	<input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 1 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 2 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 3 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 4 号該当：
配 布 資 料	次第、総会資料
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録
	<input type="checkbox"/> 要点記録
会議録署名の指定	議席番号 委員氏名
	1 鈴木 宏
	17 伊藤 弘子
	18 栗原 健次

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>ただ今から2021年第8回総会を開会いたします。</p> <p>今回も新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一般社団法人全国農業会議所からの通知に従い、委員を指名召集し、規模を縮小して開催いたします。在任委員11名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたします。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員につきましては現地調査をお願いしたところですが、密集を避けるということから、総会への参加は不要としております。</p> <p>次に、運営委員会について小川委員長より報告がございます。</p>
運営委員長	<p>去る8月11日に運営委員会を開催し、</p> <p>(1) 春日部市農業振興地域整備計画の変更に関する意見聴取について (回答)</p> <p>(2) 春日部市農用地利用集積計画の決定について (回答) (中間管理権)</p> <p>(3) 農用地利用配分計画に関する意見について (回答) (中間管理)</p> <p>(4) 春日部市農業委員会会議用システム用端末機使用基準の制定について</p> <p>(5) 春日部市農地パトロール (利用状況調査) 実施要領 (案) について</p> <p>(6) 春日部市遊休農地等の利用意向調査等の手続き規定 (案) について</p> <p>(7) 生産緑地の取得斡旋について (依頼)</p> <p>(8) 第3区域の推進委員について (報告)</p> <p>以上8項目について、協議したことを報告いたします。</p>
議長	<p>次に、農業振興審議会について議席番号1番 鈴木 宏委員より報告がございます。</p>
委員	<p>議席番号1番の鈴木でございます。去る8月6日金曜日に春日部市農業振興審議会が開催されましたので、審議経過を報告させていただきます。</p> <p>諮問事項としまして、農用地区域からの除外申出について、6件の審議を行いました。7月の全員協議会で説明がありました、申請番号2番の案件で様々な質疑があり、保留の状態となっております。理由としましては、今年2月に農地法第3条により申出人が農地を取得したにもかかわらず、6月に除外申請をした点が議論となり、8月の農業委員会の意見を聴いてから再度審議する事になったものでございます。なお、本日の議案第5号で審議する案件でございます。それ以外の5件につきましては、原案可決となりました。</p> <p>次に、報告事項としまして、令和2年度の第1回と第2回の農業振興審議会答申事項の経過報告があり、すべての審議が終了したところでございます。報告は以上となります。</p>

<p>議長</p>	<p>本日の議題は</p> <p>日程1 議案第1号 農地法第3条(委員会) 1議案3件、</p> <p>日程2 議案第2号 農地法第4条(知事) 1議案2件、</p> <p>日程3 議案第3号 租税特別措置法適格者証明 1議案1件、</p> <p>日程4 議案第4号 生産緑地法従事者証明 1議案1件</p> <p>日程5 議案第5号 春日部農業振興地域計画の変更に係る申出に関する意見について</p> <p>日程6 議案第6号 春日部市農用地利用集積計画の決定について</p> <p>日程7 議案第7号 農用地利用配分計画に関する意見について</p> <p>日程8 議案第8号 春日部市農業委員会会議用システム用端末機使用基準の制定について</p> <p>日程9 議案第9号 春日部市農地パトロール(利用状況調査)実施要領の制定について</p> <p>日程10 議案第10号 春日部市遊休農地等の利用意向調査等の手続規程の制定について</p> <p>となります。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号1番鈴木宏委員、17番伊藤弘子委員、18番栗原健次委員を指名いたします。</p> <p>議事に入る前に申し上げます。発言の際は挙手のうえ、指名されてから、起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは議事にはいります。日程1 議案第1号 農地法第3条(委員会)を議題といたします。申請番号31番から33番について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号 農地法第3条(委員会)について、許可申請が3件あったので、審議を求めます。議案書1頁をご覧ください。</p> <p>申請番号31番、詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書1頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。</p> <p>次に、申請番号32番、詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図3頁、詳細図は4頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書2頁をご覧ください。書類</p>

調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号33番、詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図5頁、詳細図は6頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書3頁をご覧ください。

所有農地の一部に不耕作地があることから、農地法第3条第2項1号に該当しないこととなります。

議長

おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思いますが、本日は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員に出席を求めておりません。よって、推進委員に代わり担当農業委員及び事務局より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

異議なしと認め、申請番号31番から32番について、議席番号18番栗原健次委員より推進委員に代わり報告を求めます。

事務局

担当推進委員に代わりまして、報告いたします。申請番号31番及び32番について、石井推進委員、池上農業委員と私の3名で、令和3年8月11日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上のことから問題なしと意見を述べ報告いたします。

議長

次に、申請番号33番について、事務局より推進委員に代わり報告を求めます。

事務局

担当推進委員に代わりまして、意見の概要を報告いたします。申請番号33番について、遠藤推進委員より、濱野推進委員、齋藤会長及び飯島農業委員の4名で、令和3年8月10日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、申請地は農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、との報告でした。また区域外の推進委員から、申請人が保有する農地の一部に不耕作地があり、農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていないことが確認できた、との報告がありました。以上のことから問題ありとの報告がありました。

議長

次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号12番水口健二委員よ

	<p>り申請番号 3 1 番から 3 3 番の事前審査の報告を求めます。</p> <p>委員 申請番号 3 1 番から 3 3 番について、事前審査の報告をします。 日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。3 1 番及び 3 2 番については、申請地及び申請人に関し、担当地区推進委員の意見を求めたところ、申請地及び申請人保有農地に問題ないとの報告を受けました。現地調査を行ったところ、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上のことから、事前審査委員 5 人の合議により許可相当であると決しました。 次に、申請番号 3 3 番について担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請人保有農地に不耕作地があり、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できないと報告がありました。そのため、申請人に対し、不耕作地の今後の活用方法を含めた作付計画書の提出及び聴き取り、及び申請農地の作付計画書が必要、と判断しました。以上のことから事前審査委員 5 人の合議により継続審議と決しました。</p> <p>議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。  (なしの声あり)</p> <p>議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号 3 3 番について、事前審査委員より継続審議と報告がありました。よって、申請番号 3 1 番から 3 2 番と、3 3 番を別に審議することに異議ございませんか。  (なしの声あり)</p> <p>議長 異議なしと認めます。採決に入ります。申請番号 3 3 番を事前審査の報告のとおり継続審議とすることに賛成の委員の起立を求めます。  (全員起立)</p> <p>議長 起立全員です。よって、議案第 1 号 農地法第 3 条 (委員会) について申請番号 3 3 番を継続審議と決しました。担当委員は継続して調査をお願いいたします。</p> <p>議長 次に、申請番号 3 1 番から 3 2 番を原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。  (全員起立)</p>
--	---

議長	<p>起立全員です。よって、議案第1号 農地法第3条（委員会）について申請番号31番から32番を許可と決しました。</p>
議長	<p>次に日程2、議案第2号 農地法第4条（知事）についてを議題といたします。申請番号6番から7番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地法第4条（知事）について、許可申請が2件あったので、審議を求めます。議案書の2頁をご覧ください。</p> <p>申請番号6番、詳細は議案書のとおり。申請理由は宅地の追認です。昭和45年以前から利用している住宅敷地の登記簿上の地目が農地であることが判明したため、追認を求めるものです。案内図7頁、詳細図8頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。申請地には、宅地と一体化した庭木などが見受けられ、昭和45年10月21日撮影の航空写真と変化がありません。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区はありません。資金計画については、工事不要のため、ありません。申請人が保有する農地の一部に再生可能な遊休農地があり、現在指導中です。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。</p> <p>次に、申請番号7番、詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図9頁、詳細図10頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。隣接する農地はありません。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、水路に排水する計画で区長の支障ない旨の同意書が添付されています。資金計画については、自己資金として金融機関の残高お知らせが、不足分は融資資金として住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。</p>
議長	<p>次に、申請番号6番について、事務局より推進委員に代わり報告を求めます。</p>
事務局	<p>担当推進委員に代わりまして、意見の概要を報告いたします。</p> <p>申請番号6番について、遠藤推進委員から濱野推進委員、齋藤会長及び飯島農業委員の4名で、令和3年8月10日に申請地及び申請人の保有農地の</p>

現地調査を実施したところ、申請地は住宅地から連なる垣根や庭木などがあり、また祠があるなど、昭和45年当時の航空写真と変化がないことを確認しました。しかし、申請人が保有する農地の一部に不耕作地があり、農地法第2条の2で定められた農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていないことが確認できた、との報告がありました。以上のことから問題ありとの報告をいたします。

議長 次に申請番号7番について、議席番号5番萩原 勝農業委員より推進委員に代わり報告を求めます。

委員 担当推進委員に代わりまして、報告いたします。申請番号7番について、岡田推進委員、中田推進委員と私の3名で、令和3年8月11日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上のことから問題なしと意見を述べ報告といたします。

議長 次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号8番岡本 勉委員より申請番号6番から7番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号6番について事前審査の報告をいたします。担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請農地は問題ないものの、申請人保有農地に雑草が繁茂する不耕作地があり、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できない、と報告がありました。事前審査においては、申請農地は住宅敷地の追認に関することであるため、現状と追認すべき面積等の妥当性を鑑み、現地調査に臨みました。現地は、宅地から連なる樹木や垣根、祠も立ち、昭和45年当時の航空写真の状況と比較して大きな変化はないように思われること、また申請地の面積についても物理的に耕作の目的に戻すことは困難であることを確認しました。また、追認申請のため、周辺農地に及ぼす影響はないものと考えます。ただし、推進委員からの報告にもありましたとおり、申請人の保有農地の一部に雑草が繁茂する農地があり、農地の適正な管理を今後も申請人に求めていく必要がある、と判断しました。以上のことから事前審査委員5人の合議の結果、申請に対しては許可相当とするが、申請人の保有する雑草繁茂農地に対して現在指導中である、と意見書に条件を付すことに決しました。

次に、申請番号7番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示した通りです。申請地及び申請人に関し、担当地区推進委員の意見を求めたところ、申請地及び申請人保有農地も問題なく、現地調査を行ったところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保され、問題はない、との報告がありました。また事前審査にお



いて現地調査を行ったところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。このことから、申請においても問題なく、周辺農地に及ぼす影響はないものと考えます。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号6番について、事前審査委員より、許可相当とし、条件を付する必要があると報告がありました。よって、申請番号6番と7番を別に審議することに異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号6番を許可相当とし、ただし、事前審査の報告のとおり意見書に条件を付することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第2号 農地法第4条(知事)について申請番号6番を事前審査の報告のとおり、許可相当とし、ただし意見書に条件を付して県知事に送付いたします。

次に、申請番号7番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第2号 農地法第4条(知事)申請番号7番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。

議長

次に日程3、議案第3号 租税特別措置法適格者証明を議題といたします。申請番号19番について、事務局より説明を求めます。

事務局

議案第3号 租税特別措置法適格者証明について、申請が1件あったので、審議を求めます。議案書3頁をご覧ください。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、新規に適用を受ける場合及び農地の相続税納税猶予制度を受けている方が、3年

毎に引続き、この特例を受けたい旨の継続届出書を税務署に提出する際に必要な証明です。納税猶予の対象農地が適正に管理されている場合のみ証明するものです。申請番号19番、詳細は議案書のとおり。案内図は11頁、及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は40日です。

議長 次に、申請番号19番について、議席番号5番萩原 勝農業委員より、推進委員に代わり報告を求めます。

委員 担当推進委員に代わりまして報告いたします。申請番号19番について、岡田推進委員より、中田推進委員と私の3名で、令和3年8月11日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上のことから問題なしと意見を述べ報告といたします。

議長 次に、議席番号10番 福山裕司委員より申請番号19番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号19番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地及び申請人に関し、担当地区推進委員の意見を求めたところ、申請地及び申請人保有農地も問題なく、現地調査を行ったところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されているとの報告を受けました。以上のことから、事前審査委員5人の合議により証明することと決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいりません。申請番号19番を原案のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第3号 租税特別措置法適格者証明 申請番号19番について証明書を発行することと決しました。

議長	次に、日程4議案第4号 生産緑地法従事者証明を議題といたします。申請番号4番について、事務局より説明を求めます。
事務局	<p>議案第4号 生産緑地法従事者証明について証明願が1件あったので、審議を求めます。議案書の4頁をご覧ください。生産緑地に指定された市街化区域内の農地は、一般農地としての課税になりますが、基本的にこれを解除することができなくなり、開発行為が制限されるなどの制約を受けます。ただし、一定の事由が発生した場合に、生産緑地法の第10条の規定により市に対して買い取りの申し出をすることができるようになっております。当該議案の証明願につきまして、生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地の買取り申出をするため、春日部市生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行規程に基づき、農業の主たる従事者としての要件を満たしていることを証明するものです。</p> <p>はじめに申請番号4番、詳細は議案書のとおり。案内図は12頁、及びスクリーンをご覧ください。申請理由は対象者が農業従事日数60日でこれまで農業を営んでおりましたが、医師より農業を継続して行える状態でない旨の診断が令和3年8月1日にあったことにより、この度の申請に至ったものです。</p>
議長	次に、申請番号4番について、事務局より推進委員に代わり報告を求めます。
委員	担当推進委員に代わりまして、意見の概要を報告いたします。申請番号4番について、野村推進委員から田口推進委員及び大塚農業委員の3名で、令和3年8月9日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告がありました。以上のことから問題なしとの報告をいたします。
議長	次に、議席番号10番 福山裕司委員より申請番号4番の事前審査の報告を求めます。
委員	申請番号4番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地及び申請人に関し、担当農業委員及び担当地区推進委員の意見を求めたところ、申請地及び申請人保有農地も問題なく、現地調査を行ったところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されているとの報告を受けました。以上のことから、事前審査委員5人の合議により証明することと決しました。

議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号18番を原案のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第4号 生産緑地法従事者証明 申請番号4番について証明書を発行することと決しました。</p>
議長	<p>次に、議案第5号 春日部農業振興地域計画の変更に係る申出に関する意見についてを議題といたします。このことについて、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第5号 春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見について、議案書5頁をご覧ください。春日部市長から、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により意見を求められたので、審議を求めるものです。7月26日に農業委員に説明し、意見の聴取を依頼したところ、意見が寄せられました。8月11日開催の運営委員会で作成した回答案は議案書6頁のとおりです。この回答案のとおり、春日部市長あて回答してよいか、ご審議お願いいたします。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第5号 春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見について原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第5号 春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見について原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第6号 春日部市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。このことについて、事務局より説明を求めます。</p>

事務局	<p>議案第6号 春日部市農用地利用集積計画の決定について、議案書9頁をご覧ください。これは、農地中間管理権の設定に伴う春日部市農用地利用集積計画の決定です。春日部市長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求められたので、審議を求めるものです。7月26日に農業委員に説明し、8月5日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よって、議案書10頁のとおり決定してよいか、ご審議お願いいたします。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第6号 春日部市農用地利用集積計画の決定について原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第6号 春日部市農用地利用集積計画の決定について原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第7号 農用地利用配分計画に関する意見についてを議題といたします。このことについて、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第7号 農用地利用配分計画に関する意見について、議案書15頁をご覧ください。これは、議案第6号で決定した農地中間管理権を有する農地を転借するための農用地利用配分計画です。春日部市長から、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、意見を求められたので、審議を求めるものです。7月26日に農業委員に説明し、8月5日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よって、議案書16頁のとおり回答してよいか、ご審議お願いいたします。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第7号 農用地利用配分計画に関する意見について原案のとおり決定することに賛成</p>

の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第7号 農用地利用配分計画に関する意見について原案のとおり決定しました。

議長 次に、日程8、議案第8号 春日部市農業委員会会議用システム用端末機使用基準の制定についてを議題といたします。このことについて、事務局より説明を求めます。

事務局 議案第8号 春日部市農業委員会会議用システム用端末機使用基準の制定について議案書22頁をご覧ください。一般社団法人埼玉県農業会議から借用している農業委員会会議用システム用端末機を各農業委員に貸与するための使用基準を制定したく、7月26日に農業委員に説明し、8月5日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よって、議案書23頁、春日部市農業委員会会議用システム用端末機使用基準のとおり制定してよいか、ご審議お願いいたします。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第8号 春日部市農業委員会会議用システム用端末機使用基準の制定について原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第8号 春日部市農業委員会会議用システム用端末機使用基準の制定について原案のとおり決定しました。

議長 次に、日程9、議案第9号 春日部市農地パトロール（利用状況調査）実施要領の制定についてを議題といたします。このことについて、事務局より説明を求めます。

事務局 議案第9号 春日部市農地パトロール（利用状況調査）実施要領の制定について議案書28頁をご覧ください。農地法第30条第1項の規定に基づき、農地の利用状況についての調査（利用状況調査）を実施するため、要領

を制定したく、提案いたします。開会前に事務局からお配りした訂正後の議案を用いて説明いたします。訂正後の議案書29頁をご覧ください。今回提案の実施要領では、第1条では趣旨について、第2条では農地パトロールの実施時期について、第3条では実施の対象や内容について、第4条では趣旨の徹底について、第5条では事前準備について、次に議案書30頁、第6条では調査結果の整理等について、第7条では広報について、第8条では連絡・調整について、第9条ではその他について、それぞれ明確にしたものです。このことについて、ご審議お願いいたします。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第9号 春日部市農地パトロール（利用状況調査）実施要領の制定について原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第9号 春日部市農地パトロール（利用状況調査）実施要領の制定について原案のとおり決定しました。

議長

次に、日程10、議案第10号 春日部市遊休農地等の利用意向調査等の手続規程の制定についてを議題といたします。このことについて、事務局より説明を求めます。

事務局

議案第10号 春日部市遊休農地等の利用意向調査等の手続規程の制定について議案書31頁をご覧ください。農地法第32条の規定に基づき、春日部市遊休農地等の利用意向調査等の手続規程を定めるため、審議を求めます。次に議案書32頁をご覧ください。今回提案の手続規程では、1では調査方針について、2では調査対象について、3では実施の対象や内容について、4では調査内容について、次に議案書33頁、5では利用意向調査の結果に基づく利用関係の調整について、6では調査内容の記録と報告・公表について、7では農地中間管理権の取得に関する協議の勧告について、8では所有者等が分からない場合の対応について、それぞれ手続きを定めたものです。このことについて、ご審議お願いいたします。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいりません。議案第10号 春日部市遊休農地等の利用意向調査等の手続規程の制定について原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第10号 春日部市遊休農地等の利用意向調査等の手続規程の制定について原案のとおり決定しました。

議長 次に、  
日程11 報告第1号 農地法第3条の3 (相続等による権利移動)  
日程12 報告第2号 農地法第4条 (届出)  
日程13 報告第3号 農地法第5条 (届出)  
日程14 報告第4号 農地法第18条 (通知)  
日程15 報告第5号 違反転用事案報告  
につきましては、議案書の36頁から50頁にお示しのとおりです。以上で議案は終了しました。

議長 次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。

議長 次に、その他でございますが、何かありますか。

議長 次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。以上をもちまして、2021年第8回総会を閉会いたします。

閉会 (午前11時17分)



議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和3年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 会長 \_\_\_\_\_

農業委員 \_\_\_\_\_ 番

農業委員 \_\_\_\_\_ 番

農業委員 \_\_\_\_\_ 番